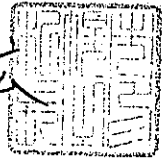


札幌市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月9日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第37号

札幌市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中「、任命権者（教育職員の場合にあつては、教育委員会の教育長とする。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前で」を削り、「に署名して」を「を任命権者（教育職員の場合にあつては、教育長。以下同じ。）に提出して」に改める。
- (2) 様式1から様式3までの規定中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。